

第36回 矢板市農業委員会議事録

1 開催日時及び場所

(1) 開催日時 令和2年5月20日(水) 午後4時00分

(2) 開催場所 矢板市役所 本館 第一委員会室

2 出席委員 15名

会長 15番 八木澤寛夫

会員 1番 渡邊好雄

2番 鈴木英子

3番 福田英一

4番 君島道夫

5番 石塚英好

6番 阿久津正一

7番 山口榮一

8番 佐藤喜久男

9番 平久井順一

10番 大森克則

11番 渡邊幸史

12番 町野位夫

13番 齋藤典子

14番 渡邊浩正

4 欠席委員

なし

5 付議事件

(1) 議事録署名委員の決定について

(2) 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について

(3) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について

(4) 買受適格証明願いについて

(5) 非農地証明願いに係る処分決定について

(6) 地籍調査事業に係る農地の地目認定について

(7) 農用地利用集積計画に係る意見決定について

(8) その他

6 農業委員会事務局職員

事務局長…和田理男

事務局長補佐…高塩康幸

主任…土屋あゆ奈

7 会議の概要

定刻に至り会長が定数を確認。開会を宣言したのち、議事の審議に入った。

(1) 議事録署名委員の決定について

会長から議事録署名人を指名したい旨について、全員異議なく賛成したので、議事録署名人として鈴木英子氏及び齋藤典子氏が任命された。

(2) 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について

事務局より議案第1号の説明がなされ、次に当番班長より現地調査の統括的な報告があった。第3条1件、第5条6件、非農地証明1件の現地調査を実施し、何ら問題なしとの見解が示された。詳細な報告は、各当番委員に求められた。

議案第1号についての詳細な報告が当番委員によってなされた。譲受人と譲渡人は親子であり、現在申請地では譲受人がすでにアスパラを耕作しているため、何ら問題なしとの見解が示された。

議案第1号についての質疑意見等を求めたが特になかった。

原案について会長が委員に諮ったところ、満場意義なく承認された。

(3) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について

次に議案第2号についての説明が事務局より行われ、詳細な報告が当番委員によってなされた。譲受人は現在イチゴ農家を経営している。始末書付きではあるが、何ら問題なしとの見解が示された。

続いて、議案第3号、議案第4号についての説明が事務局より行われ、詳細な報告が当番委員によってなされた。申請地は毎年手入れの行き届かない荒れ地となっており、農地としての活用も見込めないため、太陽光発電をすることは何ら問題なしとの見解が示された。

次に議案第5号についての説明が事務局より行われ、詳細な報告が当番委員によってなされた。申請地は不法投棄地帯となっており、農地としての活用も見込めないため、太陽光発電をすることは何ら問題なしとの見解が示された。

次に議案第6号についての説明が事務局より行われ、詳細な報告が当番委員によってなされた。申請地は荒地となっており、農地としての活用も見込めないため、太陽光発電をすることは何ら問題なしとの見解が示された。

次に議案第7号についての説明が事務局より行われ、詳細な報告が当番委員によってなされた。譲受人は譲渡人の孫で、一般住宅建設のための申請であること、また、申請地は農機具置き場として使用されていたため、転用は何ら問題なしとの見解が示された。

議案第2号から議案第7号についての質疑意見等が求められた。

議案第5号の地積について、議案書と案内図の錯誤が指摘され、事務局が訂正した。

議案7号について、地積75㎡は宅地としては不足するのではとの質問があった。転用部分のみの面積であるため、実際の建設計画に要する地積は124.88㎡であると事務局が回答した。

原案について会長が委員に諮ったところ、満場意義なく承認された。

(4) 買受適格証明願いについて

事務局より議案第8号の説明がなされ、会長より質疑意見等が求められた。

該当地は土地改良区であるかどうか、また、それに関連する負債は発生しないのか、と質問があった。事務局が、現在土地改良区は存在しないので負債は発生しないと回答した。

ここで会長より暫時休憩がとられた。

会議が再開され、原案について会長が委員に諮ったところ、満場意義なく承認された。

事務局より議案第9号についての説明がなされ、質疑意見等を求めたが特になかった。原案について会長が委員に諮ったところ、満場意義なく承認された。

事務局より議案第10号についての説明がなされ、質疑意見等を求めたが特になかった。原案について会長が委員に諮ったところ、満場意義なく承認された。

(5) 非農地証明願いに係る処分決定について

事務局より議案第11号について説明が行われ、詳細な報告が当番委員によってなされた。現在は更地になっており、面積としても小さく農地と呼べる状態ではないので、何ら問題なしとの見解が示された。

議案第11号についての質疑応答を求めたが特になかった。

原案について会長が委員に諮ったところ、満場意義なく承認された。

(6) 地籍調査事業に係る農地の地目認定について

事務局より議案書の説明が行われた。議案第12号についての質疑応答を求めたが特になかった。

原案について会長が委員に諮ったところ、満場意義なく承認された。

(7) 農用地利用集積計画に係る意見決定について

事務局より議案書の説明が行われた。議案についての質疑応答を求めたが特になかった。

原案について会長が委員に諮ったところ、満場意義なく承認された。

(8) その他

・種苗法について

・最適化推進委員の募集について

以上をもって議事の審議は終了し、会長が閉会を宣言した。

矢板市農業委員会会議規則第19条の規定により署名する。

矢板市農業委員会会長

議事録署名委員

議事録署名委員

八木澤 寛夫

齋藤 典子

鈴木 英子